



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 条 例	所管課(室)名
○長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例	新産業創造課
◎ 規 則	
○長崎県工業技術センター管理運営規則の一部を改正する規則	新産業創造課

## 条 例

長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

長崎県知事 中村 法道

### 長崎県条例第2号

長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例

長崎県工業技術センター条例（平成元年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前															
<p>(使用許可)</p> <p>第3条 センター又はその設備機械類を使用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) センター又はその設備機械類を損傷又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第6条 使用者は、センター又はその設備機械類を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を知事に届け出るとともに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設使用料</td> <td>1部屋ごと1時間につき</td> <td>知事が定める原価計算の方法により得た額</td> </tr> <tr> <td>設備機械類使用料</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	単位	金額	施設使用料	1部屋ごと1時間につき	知事が定める原価計算の方法により得た額	設備機械類使用料	略		<p>(設備機械類の使用許可)</p> <p>第3条 センターの設備機械類を使用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) センターの設備機械類を損傷又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第6条 使用者は、センターの設備機械類を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を知事に届け出るとともに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備機械類使用料</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	単位	金額	設備機械類使用料	略	
区分	単位	金額														
施設使用料	1部屋ごと1時間につき	知事が定める原価計算の方法により得た額														
設備機械類使用料	略															
区分	単位	金額														
設備機械類使用料	略															

別表第2（第9条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～4 略					
5	略				

備考 略

別表第2（第9条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～4 略					
5	工鉦試験検査に係るその他理化学試験の実施	工鉦試験検査に係るその他理化学試験手数料		1 試料 1 試験	8,620円以上 17,810円以下
6	略				

備考 略

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

規 則

長崎県工業技術センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第28号

長崎県工業技術センター管理運営規則の一部を改正する規則

長崎県工業技術センター管理運営規則（平成元年長崎県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(使用時間)</p> <p>第3条 センター又はその設備機械類を使用することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(使用許可)</p> <p>第4条 条例第3条の規定により、センター又はその設備機械類の使用の許可を受けようとする者は、知事に使用許可申請書を提出しなければならない。</p> <p>(使用後の原状回復及び点検)</p> <p>第6条 使用者は、センター又はその設備機械類の使用を終わったときは、それらを原状に回復し、その旨を知事に届け出て係員の点検を受けなければならない。</p>	<p>(使用時間)</p> <p>第3条 <u>センターの設備機械類</u>を使用することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(使用許可)</p> <p>第4条 条例第3条の規定により、<u>センターの設備機械類</u>の使用の許可を受けようとする者は、知事に使用許可申請書を提出しなければならない。</p> <p>(使用後の原状回復及び点検)</p> <p>第6条 使用者は、<u>センターの設備機械類</u>の使用を終わったときは、それらを原状に回復し、その旨を知事に届け出て係員の点検を受けなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

電話代表(八二四)一一一  
直通(八九五)二一一一

印刷所  
長崎市弥生町八番三十号

株式会社  
永 岩  
泰 永  
明 印刷所